

## 宮崎市パブリックコメント制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度に関して必要な事項を定めることにより、市政への市民参画の機会を拡充するとともに、市民に対する説明責任を果たし、もって、公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント制度」とは、市の基本的な政策等の策定の過程において、その趣旨、内容等を広く公表し、これに対して市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、当該意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等の概要と当該意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度に係る政策等に利害関係を有すると認められるもの

### (対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画
- (2) 市の基本的な方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃に係る案
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃に係る案
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

### (適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント制度を実施しないことができる。

- (1) 政策等の策定に当たって、意見聴取等の手続が法令等により定められているとき。
- (2) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント制度に準じた手続を経て策定された報告、答申等に基づいて政策等を策定するとき。
- (3) 政策等の策定に当たって、実施機関の裁量の余地がないと認められるとき。
- (4) 緊急を要するもの又は軽微なものであるとき。

(公表の時期及び資料の公表)

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、意思決定を行う前に、当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 当該政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 当該政策等の案の概要
- (3) その他当該政策等の案に関する資料

3 実施機関は、第1項の規定により政策等の案を公表するときは、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を明示するものとする。

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 宮崎市ホームページへの掲載
- (2) 市民情報センターにおける閲覧
- (3) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配付

2 前項に定めるもののほか、実施機関は、必要に応じ、市広報みやざきへの掲載その他の方法により、市民への周知に努めるものとする。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、第5条の規定により政策等の案を公表した日から30日程度を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。

2 前項の規定による意見等の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への書面による提出

3 実施機関は、第1項の規定による意見等の提出を受けるときは、市民等の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）を明記させるものとする。

(意見等の処理)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、策定された政策等の内容、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、政策等の案を修正したときは、併せてその修正内容及びその理由を公表するものとする。ただし、宮崎市情報公開条例（平成14年宮崎市条例第3号）第7条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

3 実施機関は、前項の規定により考え方を公表するときは、意見等の提出者に個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方を

まとめて公表することができるものとする。

4 第6条の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 実施機関は、パブリックコメント制度の実施状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の実施状況に関する一覧表を作成し、市ホームページに掲載するとともに、市民情報センターにおいて閲覧に供するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度について必要な事項は、市長が別に定める。